

社会の動き

平成10年 (1998年)	● トライやる・ウィーク実施 ● 明石海峡大橋開通 ● 冬季オリンピック ● パラリンピック長野大会
平成11年 (1999年)	● 日本初の脳死判定による臓器移植 ● 光市母子殺害事件 ● 桶川ストーカー殺人事件
平成12年 (2000年)	● 日本初の女性知事が大阪府で誕生 ● 西鉄バスジャック事件 ● 三宅島噴火、全島民が避難 ● 鳥取県西部地震
平成13年 (2001年)	● 「USJ」大阪にオープン ● 付属池田小事件
平成14年 (2002年)	● 学校週5日制完全実施
平成15年 (2003年)	● 長崎男児誘拐殺人事件 ● SARSが新感染症に指定 ● 十勝沖地震
平成16年 (2004年)	● 佐世保小6女児同級生殺害事件 ● 新潟県中越地震 ● 奈良小1女児誘拐殺人事件 ● 犯罪被害者基本法
平成17年 (2005年)	● スペシャルオリンピックピクニック ● 冬季世界大会 長野で開幕 ● 福岡県西方沖地震 ● JR福知山線脱線事故 ● アスベスト健康被害の社会問題化 ● 我が国の人口が統計開始以来はじめて自然減
平成18年 (2006年)	● 出生率過去最低を更新 ● 65歳以上人口初めて20%超 ● 神戸空港開港
平成19年 (2007年)	● 最高気温35度以上の日を「猛暑日」に能登半島地震 ● 熊本市慈恵病院に「1つ1つのゆりかご」 ● 新潟県中越沖地震 ● 郵政事業の民営化
平成20年 (2008年)	● 秋葉原通り魔事件 ● リーマン・ブラザーズが経営破綻 ● 年越し派遣村 ● 新型インフルエンザの流行 ● 裁判員制度開始
平成21年 (2009年)	● 高校の授業料実質無料化 ● 家畜の伝染病 口蹄疫の流行
平成22年 (2010年)	

福祉の動き

- 「精神薄弱者」から「知的障害者」へ
● 特定非営利活動法人法(NPO法)
- 「保母」から「保育士」へ
- 社会福祉基礎構造改革
● 児童虐待の防止等に関する法律
● 介護保険法
● 少年法改正 刑事処分可能な年齢を「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げ
- DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)
- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- 「精神分裂病」から「統合失調症」へ
- 少子化対策基本法
● 保育士資格の法定化
● 支援費制度施行
- 発達障害者支援法
● 「痴呆」から「認知症」へ
- 「認知症を知り 地域をつくる10カ年」
- 障害者自立支援法
● バリアフリー新法
● (ハートビル法と交通バリアフリー法を統合) 自殺対策基本法
● 認定こども園創設
● 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
● 地域包括支援センター設置
- 学校教育法の改正により特別支援教育へ
● 少年法の改正 少年院送致の下限年齢が「14歳以上」から「おおむね12歳以上」に引き下げ
- 後期高齢者医療制度
- 「海の日」をソーシャルワーカーデーに
- 令和元年は明石で開催!

平成30年度 1,281,381人

平成17年度 29,982人

約43倍

認知症サポーターの人数(全国キャラバン・メイト連絡協議会HPより)

「認知症サポーター」は、認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のことです。

[平成21年] 兵庫県社会福祉士会「日本社会福祉士会兵庫支部」から「一般社団法人兵庫県社会福祉士会」へ

介護保険

現在は、介護予防に重点を置かれており、社会で高齢者を見守るような仕組みを取り入れています。本来ならばより充実した介護を受けられるようにするための仕組みであるべきですが、要支援の人が介護保険適用から外れて自治体の事業に切り替わったことで、サービスの格差がうまれる可能性があります。限りある介護保健の財源と上手向き合いながら、誰もが不自由なく笑って老後を迎えられる仕組みとは何か、これからも考えていきたいと思えます。(広報委員・清水)

「保母」から「保育士」へ 名称変更

「保育士」に名称変更する以前の男性保育業務従事者といえば「保父」とイメジされる方もいるかもしれませんが、「保母」が正式名称であったため男性保育者も「保母」でした。1999年男女雇用機会均等法の大幅な改正に伴い、児童福祉法施行令が改正され、「保育士」に改称されました。

保育現場は今も女性が多く活躍していますが、男性保育者も少しずつ増えています。そこには名称変更もまた一つの起因になっています。(広報委員・胡中)

成年後見制度

成年後見制度は、自分の意思や判断で契約を行うことに支援が必要な方の、財産管理・身上監護を行い、権利を護る制度です。

制度開始から20年近くが経ち、徐々に広がってはいますが、これからの超高齢社会を支えるためには、より一層の理解と普及が必要で、そのためには、利用促進に取り組んでいます。これからはますます成年後見人等が身近な存在になるでしょう。私たち社会福祉士は意思決定支援のプロフェッショナルとして専門職後見人の役割を担い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に貢献しています。

(広報委員・森保)